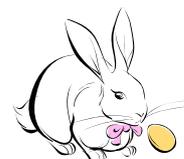


にゅーす レター



NPO 消費者ネットおかやま 岡山市下石井1-1-3 日生第二ビル8階 (県消団連気付) TEL086-221-4302 FAX086-221-4343

「啓蟄」も過ぎ、里の春が動きはじめました。政治の世界も「激動」の様相です。会員のみなさまには、何かと忙しくお過ごしのことと存じます。

さて、昨年9月に閣議決定され、本国会に提出されている「消費者庁関連3法案」が、いよいよこの3月17日の衆議院本会議での趣旨説明で審議に入りました。

この法案は、早期審議入りを求めて、私たち消費者ネットおかやまとしても、各政党党首宛に要望(10/1付け)していたものです。真に消費者のためになるより良い法律となるよう与野党が議論を尽くして、全会派一致のもとに実現してほしいものです。

また、「地方消費者行政活性化交付金」(全体150億円—3カ年時限)は、先般の第二次補正予算関連法案の確定により、具体化に向けて動き始めています。岡山県は2億3,690万円を国に申請していることが公表されています。

県内市町村を含む消費者行政(消費生活相談体制、消費者啓発、消費者団体支援など)の充実・強化のために、「交付金(基金)」が有効に活用されることを願っています。

・・・消費者ネットおかやまの“今”・・・

☆会員加入および会費納入状況について

- ① 個人・団体会員の加入を呼びかけています。
- ② 会員で、年会費(08年度)未納の方は下記までお願いします。



〈振込み先:郵便振替 口座番号 01380-3-85918 消費者ネットおかやま〉

《個人 1口3千円》

(2009年3月13日現在)

所属・職種別	人数/口数	所属・職種別	人数/口数	所属・職種別	人数/口数
弁護士	25/38	消生アドバイザー	5/6	学識者(大学)	2/2
司法書士・建築士	9/13	生協・消団	16/17	一般	1/1
				合計	57/77

*会費とは別に、寄付2人(17,000円)

《団体 1口1万円》

団体名	年会費数	団体名	年会費数	団体名	年会費数
県生協連合会	10	おかやまコープ	30	県労済生協	10
県JA女性協	1	岡山大学生協	3	県婦人協議会	1
県労福協	1	倉敷医療生協	5	県学校生協	2
岡山医療生協	1	三井造船生協	2	(JFEコープ)	1
				合計	67

・・・会員のみなさまへ・・・

不当勧誘、貸衣装・賃貸等不当契約、多重債務、建物・設計問題など消費者被害・トラブルに関して、当消費者ネットおかやまに情報をお寄せください。

お知らせ

講師に弁護士の**宇都宮 健児 さん**を迎えて

消費者月間記念講演会を開催!



日時; 6月6日(土) 13:30~15:30

会場; 岡山国際交流センター2階国際会議場



共催; 岡山県消費者団体連絡協議会

宇都宮 健児 (うつのみや けんじ) さんのプロフィール

- ・愛媛県東宇和郡(現西予市明浜町)出身、1946年生まれ。
- ・東京大学在学中に司法試験合格。経済的事由で大学中退後、弁護士活動。
- ・多重債務問題、消費者金融問題の専門家。
- ・日弁連 消費者問題対策委員会委員長、東京弁護士会副会長などを歴任、全国ヤミ金融対策会議代表幹事など数多くの要職にある。
- ・「反貧困ネットワーク」代表・「年越し派遣村」名誉村長を務めるなど、ワーキングプア・格差社会・貧困問題に関心を持たれている。
- ・NHK『プロフェッショナル仕事の流儀』第5回「仕事も人生もやり直せる」に出演。

第7回 消費者被害なんでも相談会は5月16日に!

☆会員のみなさまのご協力をお願いします☆

とき 5月16日(土) 10時~15時

ところ **きらめきプラザ** (岡山市南方二丁目13-1 旧国立病院)

会場...きらめきプラザ 5階研修室

電話... (086) - 801 - 3303 (当日限り)

お問合せ先; NPO 消費者ネットおかやま事務局 (岡山県消費者団体連絡協議会気付)

Tel (086) - 221 - 4302 Fax (086) - 221 - 4343

・・・この間の行事 取り組みの報告・・・

★初めての県消費生活センターとの懇談会を開催【12月17日(土) きらめきプラザ】

県消費生活センターより、佐藤秀樹所長、金尾直美次長、相談員の代表、消費者ネットおかやまより、河田英正理事長ほか8名の役員が参加して、センターでの相談受け事例や業務の実際、消費者ネットの活動状況などについて相互の情報交換を行いました。



★「適格消費者団体連絡協議会」が行われました【2月7日(土) 東京】

協議会では、「損害賠償制度」について、適格団体としてどう考えるかドイツなど欧米の事例などをもとに学習・研究していることが「消費者機構日本」や「京都消費者契約ネットワーク」から述べられ、内閣府の問題提起をもとに「損害賠償制度」の導入が、実践的に可能なかどうか、そのための条件は何かなどについて意見交換がされました。

また、出席 11 団体からは組織や活動の現状が報告されました。当ネットからは、安場靖事務局長が参加。次回の協議会は、8月29日(土) 埼玉県で開催することになっています。

(「埼玉消費者被害をなくす会」は、3月6日、全国で7番目の適格消費者団体に認証されました。)

★「NPO 消費者ネットおかやま 第5回理事会」【2月12日(木) 日生第二ビル】

報告されたこと

- ① 県内私立高校入学金等調査活動のその後
- ② 「地方消費者行政活性化基金」に関する取り組み
- ③ 事務局体制の補充、会員・会費状況、収支報告

協議されたこと

- ① 09年度事業計画(案)に関して

情報収集にかかわっての意見

- ・消費生活センターとの間で必要な情報(統計的なもの)を提供してもらい、その中から検討テーマを絞り込むことが必要となってくるのではないかと。
- ・学校関係や社会福祉関係機関に聞き取りを行うなどの方法は考えられる。
- ・相談会だけではなく、広く情報が得られる方法を検討する必要がある。たとえば、「にゅーすレター」に情報提供の記載、ホームページ(HP)の開設などを検討してはどうか。
- ・法テラス(日本司法支援センター)の連携団体となっていれば、相談先として情報提供が受けられる。「にゅーすレター」などで情報を提供することで認知されるのではないかと。

その他の意見

- ・計画(案)に、当ネットの任務として「消費者被害の予防と救済を行う」ことを表記する。
- ・財政基盤と事務局の強化によって、計画を実行し、実績をつくっていくことが必要。

- ② NPO 消費者ネットおかやまの中期目標に関する主な意見

- ・「適格消費者団体」実現に近づいているのか、粛々としているがよく見えてこない。
- ・KC'sとの間で事案の扱いなどを研究することは必要とも思われる。
- ・HP 開設の費用と運用体制の問題で実現の可能性は。
- ・現体制で事業活動を行なうには、具体的に役割を分担しながら進めていくことが大事。
- ・将来に向けて、持続発展のための基盤をつくること、そのための議論を理事会はもとより、会員団体が深めていくこと。
- ・全国の各団体の組織状況や訴訟実態などが具体的にわかる資料があるといい。

★県内私立高校入学時学校納付金に関する取り組みについて

- ・ 昨年の8月、県内の私立高等学校23校に対して、「学校納付金等の徴収方法と入学を辞退した場合の返金のあり方に関するアンケート」を実施しました。
22校より回答(21校からは関連資料も提供いただく)がありました。
- ・ 当会として分析・評価を行なった結果、内1校について、消費者契約法9条1号に抵触すると思われることから、当該高校に対して下記の「要望」文書(内容のみ掲載)を送付しました。

「施設設備費」不返還条項に関して(消費者契約法第9条1号)

貴校は、「入学金」の他に「施設設備費」として支払いを求めています。その納入時期については、便宜を図り、新入生登校日前の前納の配慮がされているとの回答でした。ただ、一方で、「※理由のいかんにかかわらず、納入金の返還はいたしませんので、ご了承ください。」との告知がされており、施設設備費を前納した入学予定者が新入生登校予定日前に入学を辞退しても、その返還をしないものとされています。

しかし、その施設設備費の用途は、貴校からの回答による限りでは、明らかに入学後に必要とされる費用であると思われる。

貴校の「施設設備費」に関しては、(対象となるその生徒が入学をする蓋然性が高い推薦入学等の場合を除き)入学年度が始まる以前の入学辞退であれば、原則、学校側に損害は発生しないと思われる。従って、消費者契約法9条1号によりますと、これは当然に入学辞退者に返還されるべきものではないかと考えられます。

本団体では、このような疑義を生じさせないためには、一括納入の手続きを取り止めること。納入は県立高校の合格発表以降に一本化して納入手続きをされること。また、納入後に入学を辞退された場合には返還に応じることができるよう検討されること。が望ましいと考えます。

当面の行事・取り組みのご案内

- 4月25日(土)
NPO 消費者ネットおかやま 監査
9:00～ (会場:日生第二ビル)
NPO 消費者ネットおかやま理事会
10:00～ (会場:日生第二ビル)
- 5月16日(土)
第7回消費者被害なんでも相談会
10:00～15:00(会場:きらめきプラザ)



- 6月6日(土)
消費者月間記念講演会
13:30～15:30(会場:岡山国際交流センター)
講師:弁護士 宇都宮 健児 氏
NPO 消費者ネットおかやま総会
16:00～17:00(会場:岡山国際交流センター)

他団体の取り組みから

—— Kc's の訴訟で和解が成立 ——

★内閣府主催「適格消費者団体意見交換ミーティング」が開催【2月16日(月) 岡山】

《議事概要から》

- ① 内閣府を代表し、鈴木敦士（内閣府国民生活局総務課課長補佐）から挨拶。
- ② 鈴木敦士（内閣府国民生活局総務課課長補佐）、桐生佑介氏（公正取引委員会中国支所取引課景品表示調査官）より、消費者契約法の一部を改正する法律について説明。

③ 活動報告

長井貴義氏（消費者ネット広島理事）より「NPO 法人消費者ネット広島の活動について」、安場靖氏（消費者ネットおかやま事務局長）より「NPO 消費者ネットおかやま～これまでの活動と現状～」について、それぞれ活動報告がなされた。

④パネルディスカッション パネリストは以下の方々

- 長井 貴義 氏（消費者ネット広島理事）
河田 英正 氏（消費者ネットおかやま理事長）
鈴木 敦士（内閣府国民生活局総務課課長補佐）
【コーディネーター】 西脇 得紘（内閣府事務官）



適格消費者団体の申入に関する情報収集についての課題について

- ・ 県・市の消費者生活相談員の方が会員となっており、相談センターへ持ち込まれる相談案件時点で当会を紹介していただき、直接相談ができる。
また WEB からの情報もあるが、正確性に難がある。（長井氏）
- ・ 消費者生活センターとの連携／法テラスとの連携／岡山大学法律クリニックとの連携が考えられる。課題としては、弁護士事務所の相談会と消費者生活に特化した相談との違いがアピールできていない。（河田氏）
- ・ 国民生活センターのデータベースを活用する事が重要ではあるが、その基にある情報は都道府県の消費者生活センターにあると思われる。担当部局との情報連絡や消費者の視点での会員同士の情報交換も重要である。（鈴木）

認定を受ける際の苦労／これから認定を受ける点について

- ・ 申請書類の作成には多くの苦労があった。申請内容の確認や財務的なチェックが厳しいという印象を持った。（長井氏）
- ・ 適格消費者団体になる前は権限が無い中での活動になっている。その中で活動実績を重視となると厳しい面がある。また、現状はボランティアベースでの活動となっているので財政面のハードルは低くして欲しい。（河田氏）
- ・ 規定内に再訴禁止があるために団体の適格性審査は重要である。財政面については多少加味する必要があると思うが、申請チェックは後々の継続性を考えると重視している。（鈴木）

差止請求に基づく具体的な申入に対する課題

- ・ 情報提供者へのフォローが重要だと考える。個人の救済と条項無効の差止 つまり 個と全体の関係を重視する必要がある。（長井氏）
- ・ 全体的な消費者の利益を守るという意味で、先に個人の救済をして全体の訴訟に進む手法は重要だと思う。そういう意味では各弁護士が扱っている案件から課題が見えてくる可能性がある。（河田氏）
- ・ 個人の損害賠償については、「集団的解決をめざす案件」「個別な解決をめざす案件」があることを念頭におきたい。集団的損害賠償請求制度に関しては平成 20 年 12 月に研究会を立ち上げ、国内の制度／国外の制度のメリット・デメリット、そもそも権利とは、そして その権利は誰のものか？権利を束ねたり、相手がその権利からあげた利益をどのように取り返すか？また、その請求で個々の損害が認定できるのか？等、論点の整理を行っている。（鈴木）

会場からの質問

Q：研究会で集団的損害賠償請求制度に現在適していると思われる制度はあるのか？

A:研究会では制度設計はしていない。権利の性質や権利主体の関係が各国様々な制度となっており、それを研究する事が主な事業である。